

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 経済産業省																			
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																				
要望項目名	卸電力取引所における同一法人内の自己約定に対する法人事業税に係る所要の整備																				
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課税標準</th> <th rowspan="2">電気供給業等 収入金額</th> <th colspan="3">その他の事業（資本金一億円超の普通法人）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">所得割</th> <th>付加価値割</th> <th>資本割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">税 率</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1.3%(0.9%)</td> <td style="text-align: center;">400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">1.9%(0.3%)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1.2%</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">0.5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">400万円超800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">2.7%(0.5%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">800万円超の金額</td> <td style="text-align: center;">3.6%(0.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は、地方法人特別税等に関する暫定措置法による税率</p> <p>・ 特例措置の内容 電力自由化に伴う小売電気事業者間の競争の進展やFIT制度の改正、地域間連系線の利用ルール変更（以下、間接オークション制度の導入とする。）などにより、今後、卸電力取引所を経由した卸電力取引が増加することが想定される。 特に、発電設備を保有する事業者が、当該発電設備を保有する地域以外の地域において小売供給を行う場合、間接オークション制度の導入後は、卸電力取引所を経由しなければ連系線を活用することができないため、当該電気事業者は、発電所を保有する地域において卸電力取引所で売り入札を行い、小売供給を行う地域において買い入札を行うこととなる。 これにより、卸電力取引所を介して同一法人内における自己約定が発生するため、電気事業者が卸電力取引所において電力の買い入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額（同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る）に相当する収入金額に対する法人事業税を非課税とするような所要の整備を行う。</p>		課税標準	電気供給業等 収入金額	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）			所得割		付加価値割	資本割	税 率	1.3%(0.9%)	400万円以下の金額	1.9%(0.3%)	1.2%	0.5%	400万円超800万円以下の金額	2.7%(0.5%)	800万円超の金額	3.6%(0.7%)
	課税標準	電気供給業等 収入金額			その他の事業（資本金一億円超の普通法人）																
所得割			付加価値割	資本割																	
税 率	1.3%(0.9%)	400万円以下の金額	1.9%(0.3%)	1.2%	0.5%																
		400万円超800万円以下の金額	2.7%(0.5%)																		
		800万円超の金額	3.6%(0.7%)																		
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法 第72条の12 地方税法施行令 第22条 </div>																				
減収見込額	[初年度] () [平年度] () [改正増減収額] (単位：百万円)																				

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>「電力システムに関する基本方針（平成25年4月2日閣議決定）」に基づく電気事業法の改正により（平成26年6月11日関連法案成立）、平成28年4月1日より、電力小売市場が完全自由化されたが、電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、小売電気事業者が小売供給に必要な電源を市場から調達できるだけの卸電力市場の活性化が不可欠となっている。</p> <p>しかしながら、平成7年の電気事業制度改革以降、卸電力市場は自由化されているものの、依然として旧一般電気事業者が我が国の発電設備の大宗を保有する状態が続いており、旧一般電気事業者は社内又はグループ内の取引に加え、他の発電事業者との長期かつ固定的な相対契約を維持している。また、卸電力取引所における取引量は総需要に対して約3%にとどまっており、市場の厚みが乏しく、日々の需給変動等により大幅な価格変動が生じている。</p> <p>このように、卸電力市場の高い意義にもかかわらず、卸電力市場の活用が進んでいない現状を踏まえ、平成29年4月より改正FIT法に基づきFIT電気の卸電力取引所への供出されるとともに、来年度には間接オークション制度の導入などが予定されている。他方、これらの制度の導入に伴い、卸電力取引所を介して同一法人内における自己約定が増加することが想定されるため、電気事業者が卸電力取引所において電力の買入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額（同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る）に相当する収入金額に対する法人事業税を非課税とするような所要の整備を行うことで、卸電力市場の活性化による小売競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現する。</p> <p>また、卸電力市場を通じた取引への二重課税を回避することにより、課税の公平性を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>上述のとおり、卸電力市場の活性化による安定的かつ安価な電力供給の実現及び課税の公平性確保のため、これに必要な税制上の整備が必要である。</p> <p>実際、「電力システムに関する基本方針（平成25年4月2日閣議決定）」において、「主要な改革内容」の一つとして「2. 小売及び発電の全面自由化」を掲げており、「小売の全面自由化と併せ、発電の全面自由化（卸規制の撤廃）や、卸電力取引所における電力の取引量を増加させるための取組、商品先物取引法の対象への電気の追加の検討等を行う。」こととされている。</p> <p>また、「電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ」においても、「我が国の連系線利用ルールの見直しをすることで、公正な競争環境の下で送電線の利用を促し、更に、広域メリットオーダーの達成及び競争活性化を通じ、電気料金を最大限抑制し、事業者の事業機会の拡大を実現していくことが適当である。」として、間接オークション制度の導入に向けた方針が示されている。</p>
-------------	---

本要望に
対応する
縮減案

ページ

4—3

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
	政策の達成目標	卸電力市場の流動性を高め、卸電力市場を通じて電気事業者が公平に電源へアクセスできる環境を整備する。また、卸電力市場の活性化を契機とした小売電気市場の競争促進を行うことで、電力システム改革の目的を実現し、安定的かつ安価な電力供給を達成する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	—	
有効性	要望の措置の適用見込み	電気事業者が適用対象となる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	従来、電気事業者の卸電力取引所における同一法人内の自己約定は、グロス・ビディングによる場合を除き、ほぼ発生することはなかったが、平成29年4月より、改正FIT法に基づき再生可能エネルギーが卸電力取引所へ供出されたことや間接オークション制度の導入により、今後、卸電力取引所にける同一法人内の自己約定が大幅に増加することが見込まれている。 この点、グロス・ビディングを除く卸電力取引所における同一法人内の自己約定については、会計上、グロス処理が行われるため、同一法人内の売り約定価格と買い約定価格が共に法人事業税の課税標準となるが、これらに対しては、現行の地方税施行令第22条が適用できないため、経済的な二重課税が発生することになる。 本措置は、今後増加が見込まれる卸電力取引所における同一法人内の自己約定に対する経済的な二重課税を防止するためのものであり、新たに税収減が生じることはないと考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関連する措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、卸電力市場の活性化が不可欠である。本措置が導入されることにより、電気事業者は卸電力市場において積極的に取引を行うことができるため、卸電力市場の流動性の向上が期待される。このため、本措置により、電気事業者にとって不可避な二重課税の発生を防止することは、電力システム改革の目的に資すると考えられる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—